

13 社会貢献活動促進基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県社会貢献活動促進基金
所管部課	防災くらし安心部 消費生活・地域安全課
根拠法令等	山形県社会貢献活動促進基金条例
造成年月日	平成 20 年 4 月 1 日
造成目的	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の社会貢献活動を行う団体への支援、これらの団体を社会全体で支える気運の醸成その他の社会貢献活動の促進に関する施策を実施するため。
造成期間	—
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	60,550 千円
基金当初造成時財源	県拠出金、寄附金
基金造成後積立財源	寄附金、内閣府交付金、（一財）民間都市開発推進機構拠出金、運用益
事業概要	社会貢献活動に積極的に取り組んでいる県内の特定非営利活動法人その他の団体が行う事業への助成を行う。
予算計上会計	一般会計
積立方針	寄附金額に基づく。
取崩方針	基金充当事業実績に基づく。
積立目標額	特に定めなし。
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	106,138	99,118	100,667	95,375	92,906
合計	106,138	99,118	100,667	95,375	92,906

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		113,014	106,138	99,118	100,667	95,375
積立額	新規・追加積立	23,189	15,779	28,450	25,000	31,773
	(寄附金)	23,189	15,779	28,450	25,000	31,773
	運用益	120	35	35	21	13
	積立額計	23,309	15,814	28,485	25,021	31,786
取崩額	事業費充当	30,185	22,834	26,936	30,313	34,251
	その他	-	-	-	-	4
	取崩額計	30,185	22,834	26,936	30,313	34,255
当年度末残高		106,138	99,118	100,667	95,375	92,906

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	106,138	99,118	100,667	95,375	92,906
年度中平均残高 (A)	129,502	118,055	111,346	113,471	107,269
運用益 (B)	120	35	35	21	13
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

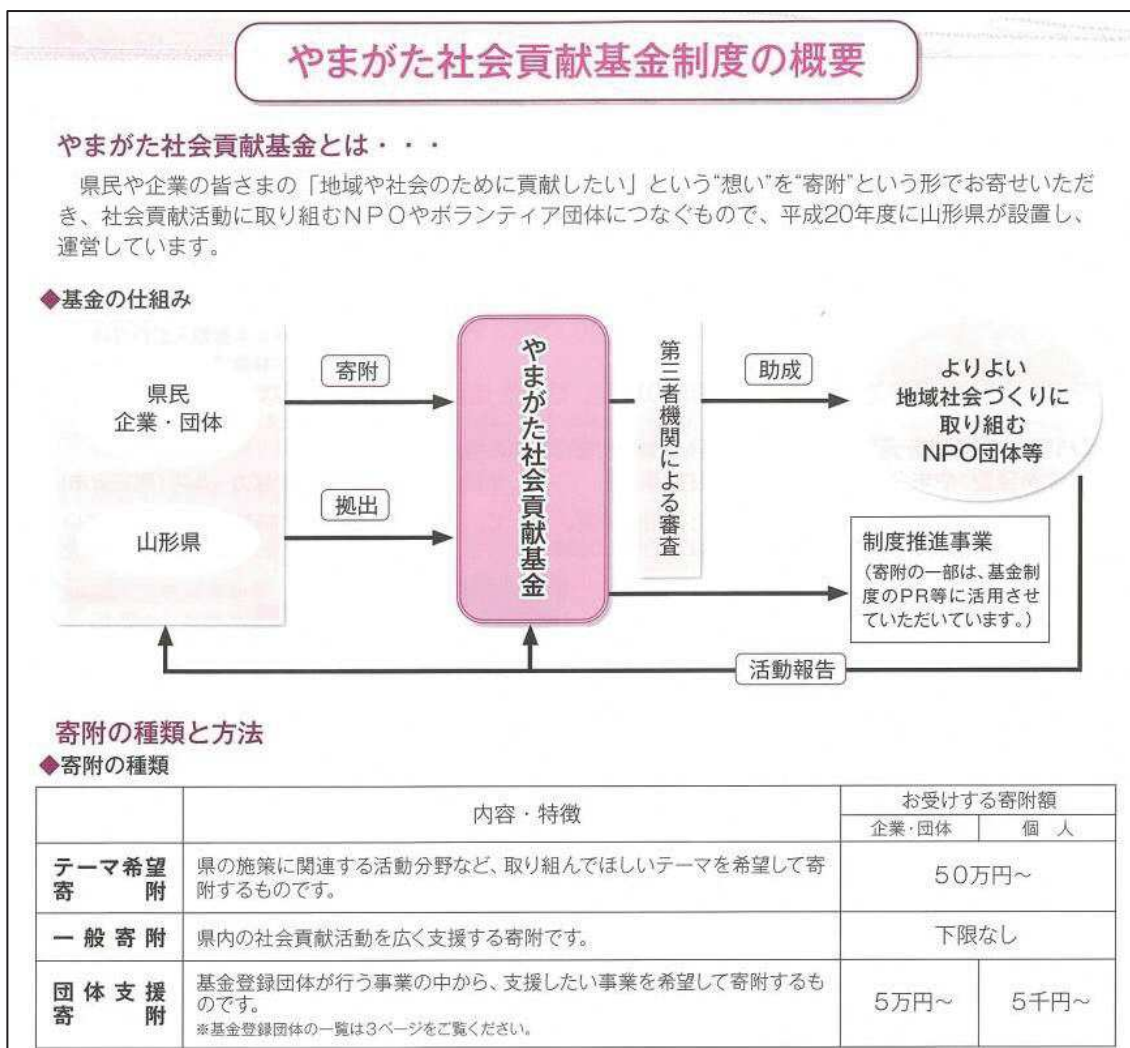
⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 防災くらし安心部消費生活・地域安全課				
社会貢献活動促進基金活用事業費	34,251	34,251	-	-

⑥ 「やまがた社会貢献基金制度」について

当基金は、社会貢献活動を行う特定非営利活動法人やNPO 団体等を支援し、社会全体で支える気運を醸成する「やまがた社会貢献基金」の理念に基づき、県民等からの寄附金を「やまがた社会貢献基金」として積み立て、第三者機関である山形県 NPO 推進委員会による審査を経た社会貢献活動促進事業に助成している（以下、概要参照）。



(出典：県ホームページ)

⑦ 基金積立額の財源及び残高の推移

(単位：千円)

	積立額						積立計	取崩額	基金残高
	寄附金	寄附金以外				計			
		県拠出金	その他拠出金等	県積立金	運用利子				
H20年度	68,115	50,000		5,550	170	55,720	123,835	21,762	102,073
H21年度	64,162		50,000		109	50,109	114,270	29,082	187,262
H22年度	37,735		142,000		85	142,085	179,820	43,134	323,947
H23年度	37,279				98	98	37,376	111,793	249,530
H24年度	19,755				193	193	19,947	123,964	145,513
H25年度	24,478				116	116	24,595	37,568	132,540
H26年度	23,333				100	100	23,433	42,959	113,014
H27年度	23,189				120	120	23,309	30,185	106,138
H28年度	15,779				35	35	15,814	22,834	99,118
H29年度	28,450				36	36	28,486	26,936	100,667
H30年度	25,000				20	20	25,020	30,313	95,375
R1年度	31,774				13	13	31,786	34,255	92,906
累計	399,048	50,000	192,000	5,550	1,095	248,645	647,693	554,787	

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、基金実施要綱・要領、実施要領運用基準、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（補助金等の適正化に関する規則、補助金交付要綱）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（審査会による審査資料・審査結果、実績報告等助成事業に係る資料）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 基金制度推進事業費残高の有効活用について」参照

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（審査会による審査資料・審査結果、実績報告等助成事業に係る資料）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 基金制度推進事業費残高の有効活用について

当基金について、直近5年間の県による管理項目別残高は次のとおりである。

(単位：千円)

	寄附金				県拠出金 ・積立金	基金制度推進 事業費残高	利子	基金残高
	団体支援	テーマ希望	一般	計				
H27年度	1,275	60,353	24,204	85,831	10,520	8,909	877	106,138
H28年度	1,902	55,038	27,444	84,384	5,520	8,301	913	99,118
H29年度	5,781	49,684	34,819	90,283	520	8,916	948	100,667
H30年度	9,328	42,450	33,989	85,766	0	8,640	969	95,375
R1年度	15,088	34,908	33,214	83,210	0	8,715	982	92,906

このうち、「基金制度推進事業費残高」とは、県のホームページの募集画面において、次のとおり告知したうえで、寄附金の一定割合（団体支援寄附額の5%、テーマ希望寄附及び一般寄附の10%）を財源として別管理とし、寄附気運の醸成などの基金制度推進事業（基金ホームページの運営、パンフレット、情報誌等による広報啓発）のために活用した収支差額の累積額である。

県のホームページ「寄附の種類と手続き」より抜粋（下線は監査人追加）

寄附金の使途が希望できます（寄附の種類について）

応援したい1) 団体、2) 活動テーマを選んで寄附することができます。

ただし、審査会の審査によっては希望通りにならないこともあります。

寄附金の一部（5～10%）については、やまがた社会貢献基金制度の全体の推進経費やNPOのマネジメント能力向上のための研修事業などに充てさせていただきます。

令和元年度当初予算概要より抜粋

(2) 基金制度推進事業 2,310 千円		
節別	金額(千円)	積算内容
報償費	432	委員謝金、感謝状額縁
費用弁償	99	協働部会、団体部会、全体会議等
普通旅費	48	寄附募集活動等旅費
食糧費	2	会議用飲料
一般需用費	265	パンフレット、寄附納入書、説明会資料、封筒、感謝状等事務用品費
役務費	88	感謝状等名入手数料、通信費
委託費	1,350	NPO 情報ホームページ運用業務委託費、助成事業業務委託費
使用賃借料	26	会議室賃借料

直近5年間の基金制度推進事業費の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
収入	2,073	1,312	2,434	1,720	2,053
支出	1,511	1,920	1,819	1,996	1,978
収支	562	▲608	615	▲276	75
残高	8,909	8,301	8,916	8,640	8,715

寄附金の一定割合を充当する基金制度推進事業費の収入と支出とがバランスしている結果、平成27年度末から令和元年度末まで5年間にわたり基金制度推進事業費の残高が約8百万円で推移している状況である。

当該残高は、その原資が県民等からの寄附金であった点を考慮すると、今後の明確な基金制度推進事業による取崩予定額を上回る部分については、基金の主な造成目的である「特定非営利活動法人その他の社会貢献活動を行う団体への支援」に充当して解消すべきである。

具体的には、規定等根拠に乏しい寄附金からの「一定割合」を引き下げ（もしくは、一定期間0とし）、今後の基金制度推進事業費の大部分につき残高を直接充当して徐々に取り崩すことにより、県民等が望む社会貢献活動助成事業（寄附金未執行部分）に対してより多くの寄附金を充当することが望ましい。【意見】

14 後期高齢者医療財政安定化基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県後期高齢者医療財政安定化基金
所管部課	健康福祉部健康づくり推進課
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律、山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例
造成年月日	平成 20 年 3 月 21 日
造成目的	山形県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)に貸付け等を行うことにより、後期高齢者医療の財政の安定的な運営を図るため
造成期間	平成 20 年度～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	291,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源 1 / 3、国庫 1 / 3、広域連合 1 / 3
基金造成後積立財源	一般財源 1 / 3、国庫 1 / 3、広域連合 1 / 3 運用益
事業概要	(1) 交付事業 <p>予定した保険料収納額を下回って生じた保険料不足により、後期高齢者医療広域連合の財政不足が生じた場合、不足額の 1 / 2 を交付する。</p> (2) 貸付事業 <p>予定した以上の医療給付費の増大、保険料収納額の減少により生じた、広域連合の財政に不足が生じた場合に不足額の 1.1 倍を限度に資金の貸付を行う。</p>
予算計上会計	一般会計
積立方針	法令等に基づく取崩しが発生した場合に、その額を復元するために積み立てる。
取崩方針	法令等に基づく取崩事由が発生した場合に取り崩す。
積立目標額	現在の積立額を維持。
目標額に不足する場合、今後の方針	基金残高が事業実施にあたり十分と判断されている。

② 残高内訳 (単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	1,214,010	997,379	876,313	876,471	876,576
合計	1,214,010	997,379	876,313	876,471	876,576

③ 基金の推移 (単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		1,025,819	1,214,010	997,379	876,313	876,471
積立額	新規・追加積立	187,188	183,000	178,623	-	-
	(一般財源)	62,396	61,000	59,541	-	-
	(国庫)	62,396	61,000	59,541	-	-
	(広域連合)	62,396	61,000	59,541	-	-
	運用益	1,003	369	311	158	105
積立額計		188,191	183,369	178,934	158	105
取崩額	事業費充当	-	400,000	300,000	-	-
	取崩額計	-	400,000	300,000	-	-
当年度末残高		1,214,010	997,379	876,313	876,471	876,576

④ 運用益の状況 (単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	1,214,010	997,379	876,313	876,471	876,576
年度中平均残高 (A)	1,078,888	1,229,860	971,661	876,314	878,873
運用益 (B)	1,003	369	311	158	105
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

基金の取崩事由が生じていないため、該当なし。

⑥ 基金の取崩事由について

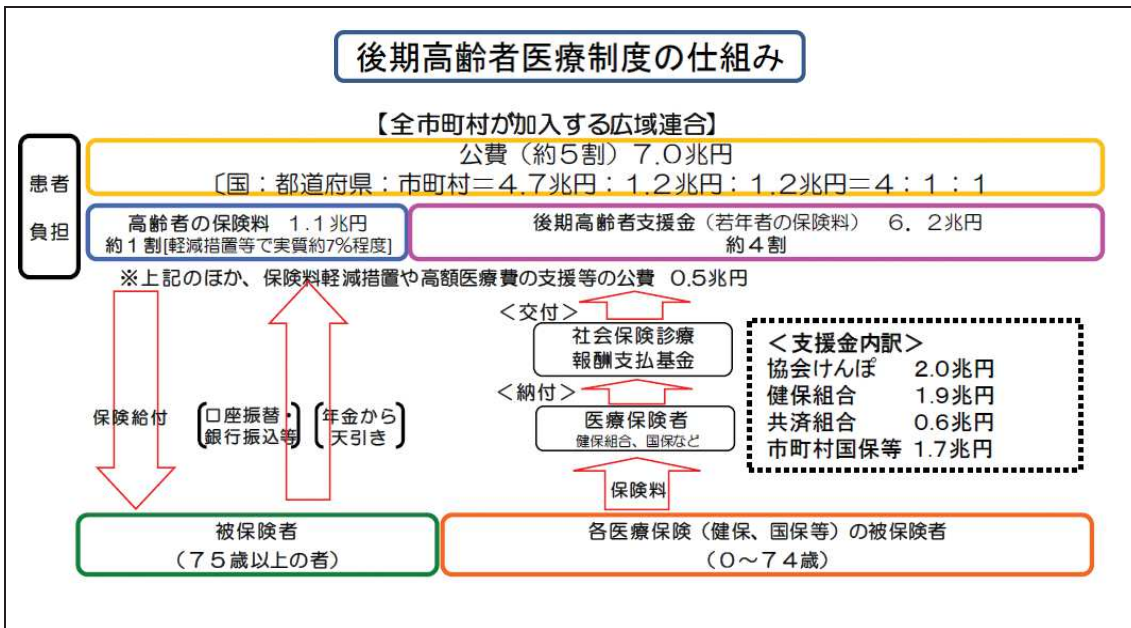
当基金は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 116 条及び基金条例により設置されたものである。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）より抜粋
 第 2 款 財政安定化基金
 第 116 条 都道府県は、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため財政安定化基金

を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

- 一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額）の2分の1に相当する額を基礎として、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付する事業
 - イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額
 - ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額
- 二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付ける事業

ここで、後期高齢者介護保険制度の仕組みは次のとおりである。



（出典：厚生労働省ホームページ）

後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに設置する「後期高齢者医療広域連合」であり、県でも広域連合が設置され、県内の全市町村が加入している。広域連合では、2年単位を財政運営の区切り（特定期間）としており、特定期間ごとに給付費や保険料収納額の推計を行い、保険料率を算定している。

この後期高齢者医療制度の仕組みの中で、予定した保険料収納額を下回って生じた保険料不足や予定した以上の医療給付費の増大、保険料収納額の減少により広域連合の財政に不足が生じた場合に当基金を取り崩し、資金の交付・貸付を行うこととなる。

⑦ これまでの基金取崩しの実績について

山形県の後期高齢者医療広域連合は概ね安定した運営がなされており、令和元年度においては、充当事業がなかった。また、それ以前も交付事業や貸付事業が必要となるような未納や、給付費の増加は生じていない。もともと、後期高齢者医療制度の保険料は、公的年金からの特別徴収によるものが多く、未納によるリスクは少ないものと考えられる。

ただし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の附則第 14 条に従い、保険料率の増加を抑制する目的で、平成 28 年度及び平成 29 年度にそれぞれ 4 億円及び 3 億円の基金取崩しを行い、広域連合に対して特例として交付している。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）附則より抜粋
（財政安定化基金の特例）
第 14 条 都道府県は、当分の間、第 116 条第 1 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

これは、広域連合と協議のうえ、平成 21 年 11 月 19 日付厚生労働省保険局高齢者医療課長通知「後期高齢者医療制度の保険料の増加抑制について」の内容を踏まえて取崩しを行ったものである。

平成 21 年 11 月 19 日付厚生労働省保険局高齢者医療課長通知「後期高齢者医療制度の保険料の増加抑制について」より抜粋
厚生労働省としては、特に、軽減適用後の被保険者一人当たりの保険料額が平成 21 年度に比べ 5 % 以上増加する見込みである広域連合については、3 % までの医療費の増加には対応できるよう、平成 22 年度及び平成 23 年度のそれぞれの賦課総額の 3 % 分を平成 22 年度及び平成 23 年度末における財政安定化基金の残高として残すこととした上で、それを上回る分について財政安定化基金から交付金の交付を受けることにより、保険料の増加を抑制していただきたいと考えている。

なお、直近の基金残高についても、直近の特定期間の賦課総額の 3 %（25,652 百万円×3%=769 百万円）という国が示す参考残高を少し上回る額を保持している。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県後期高齢者医療財政安定化基金運営要綱、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（管理台帳、決裁文書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（管理台帳、決裁文書、計画シート、広域連合との打合わせ文書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし。

15 安心こども基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県安心こども基金
所管部課	子育て若者応援部子育て支援課
根拠法令等	山形県安心こども基金条例、安心こども基金管理運営要領
造成年月日	平成21年2月27日
造成目的	県内における保育所の計画的な整備、認定こども園の拡充等の新たな保育に対する需要への対応、その他子どもを安心して育てることができる体制を整備するため
造成期間	令和6年3月31日まで（条例改正予定）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,035,534千円
基金当初造成時財源	国庫
基金造成後積立財源	国庫、運用益
事業概要	認定こども園、保育所、小規模保育事業所の整備等
予算計上会計	一般会計
積立方針	国庫からの要請があった場合に積み立てる
取崩方針	国の示す対象事業を実施した場合に充当のため取り崩す
積立目標額	特になし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰替運用	497,480	925,796	448,016	448,110	276,249
合計	497,480	925,796	448,016	448,110	276,249

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度末残高		684,531	497,480	925,796	448,016	448,110
積立額	新規・追加積立	171,398	714,789	—	—	—
	(国庫)	171,398	714,789	—	—	—
	運用益	807	115	302	95	54

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	積立額計	172,205	714,904	302	95	54
取崩額	事業費充当	359,257	113,683	478,082	-	171,915
	国庫返納	-	172,906	-	-	-
	取崩額計	359,257	286,589	478,082	-	171,915
当年度末残高		497,480	925,796	448,016	448,110	276,249

④ 運用益の状況 (単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	497,480	925,796	448,016	448,110	276,249
年度中平均残高 (A)	868,063	550,667	944,172	525,295	449,338
運用益 (B)	807	115	302	95	54
利回り (B ÷ A)	0.093	0.021	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業 (単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 子育て若者応援部子育て支援課				
保育所等緊急整備事業	171,915	171,915	-	-

⑥ その他

当基金は、令和3年3月31日をもって解散予定であったが、令和2年度、国において幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費について補助することにより、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するための措置を講ずるものとして、当基金の充当事業が新しく創設されたことに伴い、山形県安心子ども基金条例について、その失効を令和6年3月31日とする改正が行われる予定である。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の法規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の法規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（補助金適化規則、補助金に係る事務要領等、交付要綱作成に関する留意事項通知、安心こども基金管理運営要領）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、令和元年度保育所整備計画一覧、契約書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、令和元年度保育所整備計画一覧、契約書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 市町村との連携による基金の有効活用について」 参照

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、山形県保育所等緊急整備事業費補助金に係る交付申請書、実績報告書、整備計画書、工事契約金額報告書など）を閲覧した。

(結果)

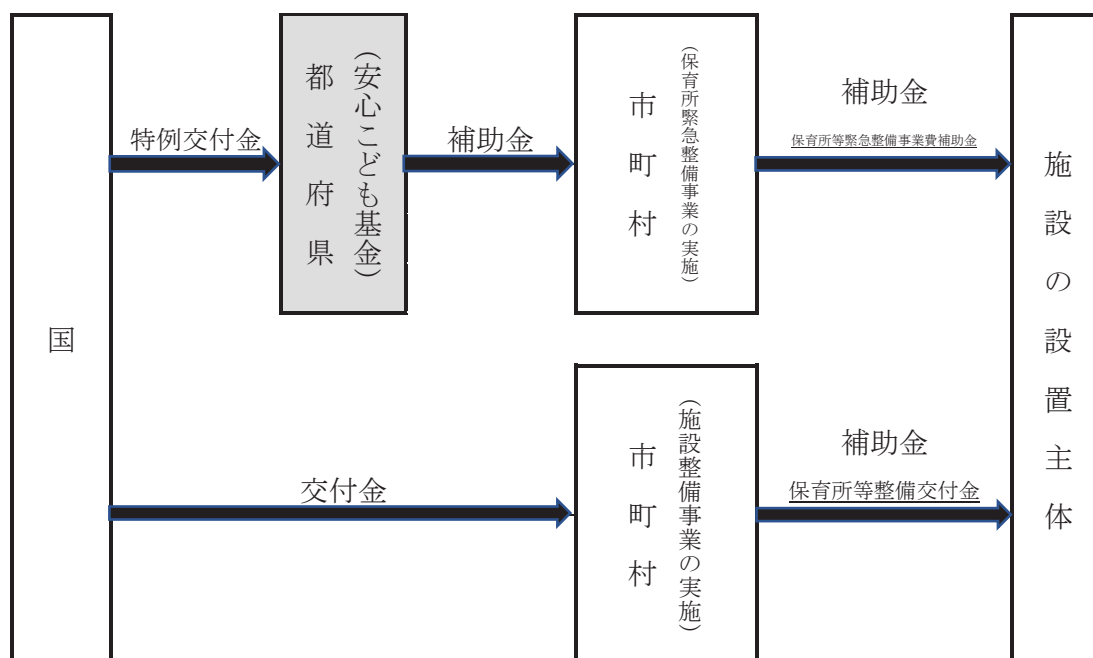
特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 市町村との連携による基金の有効活用について

保育所等は市町村の管轄であり、市町村が保育所等を整備する際には、当基金を活用した保育所等緊急整備事業費補助金の他、国の国庫補助事業として保育所等整備交付金を活用することもできる。

下の図は、保育所の整備に係る両制度の助成金等の流れを示したものである。



県の保育所等整備に係る基金制度及び国庫補助制度の利用実績の直近5年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、箇所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
基金	決算額	237,330	54,747	472,726	-	171,915
	自治体数	2	2	5	-	2
	施設数	2	2	7	-	5
国庫補助	決算額	502,587	1,381,654	505,569	620,769	1,684,820
	自治体数	9	10	7	7	9
	施設数	12	18	29	23	19

いずれの制度においても、負担割合は国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4 であり市町村の負担割合は同じであるが、利用実績は、決算額、自治体数、施設数のいずれにおいても、基金制度より国庫補助制度の方が多いため状況となっている。

これは、県の回答によれば、主に次の三つの理由によるものである。

- イ) いずれの制度も年度ごとに示される補助基準額をもとに協議を行い、内示される流れとなっており、内定後に事業着手が可能となるが、国庫補助制度の方が、補助基準額が示される時期が早いため、早期の事業着手が可能となり、事業実施に時間的余裕ができる。
- ロ) 国庫補助制度の方が対象事業者や対象事業の範囲が広く、同一市町村で複数の事業を行う場合、事業者や事業の種類によっては基金制度のみでは対応できないこともあり、事務負担軽減のために当初から国庫補助制度のみの利用を検討する自治体が多い。
- ハ) 国庫補助制度は国から各自治体への直接補助であるため、県の予算措置が不要である。

基金制度が活用されない状況が続く、管理運営要領における「基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると認められた場合」に該当した場合、交付金の全部又は一部を国庫へ返納しなければならない。実際に、県においても平成 28 年度に交付金の一部返還命令を受け、173 百万円の返納が行われている。

確かに、保育所等の管轄は各市町村であるが、県は県全域で待機児童が出ないよう支援することが求められる。県は、令和 2 年 4 月現在で県内の待機児童数はゼロと発表しているが、保護者が育児休業中や休職中などの場合には、その児童は待機児童にカウントされないなどの課題もあり、本当に県民全体のニーズを満たしているかを把握する必要がある。そのうえで、県全体での観点で必要と判断される案件について、市町村との連携を図り、基金を計画的かつ効果的に活用していくことが望ましい。【意見】

16 森林整備促進・林業等再生基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	森林整備促進・林業等再生基金
所管部課	農林水産部森林ノミクス推進課
根拠法令等	山形県森林整備促進・林業等再生基金条例
造成年月日	平成 21 年 7 月 10 日
造成目的	間伐等の森林整備の促進及び間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の再生
造成期間	平成 21 年 7 月 10 日～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	400,000 千円
基金当初造成時財源	国庫（森林整備加速化・林業再生事業費補助金）
基金造成後積立財源	国庫（同上）、貸付金償還金、運用益
事業概要	木質バイオマス利用施設等整備、木材加工流通施設等整備、高性能林業機械の導入支援など
予算計上会計	一般会計
積立方針	平成 25 年度をもって、国庫交付金を財源とした積立は終了。その後、平成 25 年に当基金を活用した資金融通があり、その償還金を毎年度末に積み立てている。
取崩方針	各年度の基金事業への充当及び国庫納付の際に取り崩しを行う。
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	26,142	54,818	57,438	95,050	53,512
合計	26,142	54,818	57,438	95,050	53,512

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		2,824,127	26,142	54,818	57,438	95,050
積立額	新規・追加積立	-	54,500	53,500	53,500	53,500
	(貸付金償還金)	-	54,500	53,500	53,500	53,500
	運用益	1,741	17	19	12	12
	その他	318	-	-	-	-
	積立額計	2,059	54,517	53,519	53,512	53,512
取崩額	事業費充当	208,613	25,841	50,580	15,900	22,384
	国庫納付	2,591,431	-	320	-	72,665
	取崩額計	2,800,044	25,841	50,900	15,900	95,049
当年度末残高		26,142	54,818	57,438	95,050	53,512

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	26,142	54,818	57,438	95,050	53,512
年度中平均残高 (A)	2,312,812	58,298	59,236	66,053	97,031
運用益 (B)	1,740	17	18	11	11
利回り (B ÷ A)	0.075	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部森林ノミクス推進課				
山形県森林整備促進・林業等再生事業費補助	22,384	22,384	-	-

⑥ 基金の廃止について

当基金の充当事業を所管する林野庁から平成 30 年 7 月 20 日付の事務連絡により、資金融通の納付金を活用した事業は平成 30 年度限りとの通知を受け、令和元年以降は当基金を活用した事業は実施できなくなった。このため、当基金の廃止に向けて準備を進めている状況である。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（補助金交付要綱、事業実施要領など）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（補助事業：交付決定通知、完了届、完成確認検査結果通知、実績報告書、現地調査調書、額の確定通知、事業執行チェックシートなど、貸付事業：審査チェックリスト、貸付決定通知書、抵当権設定契約書、金銭消費貸借契約書及び連帯保証契約書、施設完成時の現地調査調書、実績報告書、「貸付金の償還について」など）の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 貸付先の財務状況の確認について」参照

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、交付申請書類、交付決定通知書、完成確認検査結果通知、実績報告書、現地調査調書、額の確定通知など）を閲覧した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 貸付審査は適切に行われているか、未回収の貸付金について適切に管理されているか、貸付期間中に財務状況を確認しているかという観点で、所管課に対する質問、貸付事業に係る資料（審査チェックリスト、貸付決定通知書、抵当権設定契約書、金銭消費貸借契約書及び連帯保証契約書、施設完成時の現地調査調書、実績報告書、「貸付金の償還について」など）を閲覧した。

(結果)

(3) 「① 貸付先の財務状況の確認について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 貸付先の財務状況の確認について

当基金の充当事業である「木質バイオマス利用施設への資金貸付」において、貸付先は、金銭消費貸借契約書に基づき、貸付対象事業の進捗状況及び貸付対象施設の稼働状況等を県に報告し、貸借対照表、損益計算書等の財務状況を示す書類の写しを、定期的に遅滞なく県に提出することが求められる。

「金銭消費貸借契約書」より抜粋（括弧書きは監査人が追記）

第8条

- 3 乙（貸付先）は、遂行状況を資金借受け後の貸付対象事業の進捗状況及び貸付対象施設の稼働状況等を要領に従い甲（県）に報告するものとする。
- 4 乙は、貸借対照表、損益計算書等の乙の財務状況を示す書類の写しを、定期的に遅滞なく甲に提出するものとする。

しかし、県は、今回の資金貸付において、予定どおりに貸付金が返済されていることのみをもって問題なしと判断し、貸付先の財務状況を示す毎年の書類を入手していなかった。

事業の収支や財務状況の確認は、契約条項や要領に準拠する意味で重要であるとともに、今後の貸付金の回収可能性を評価するうえで重要な情報であることから、県は適宜貸付先より財務状況を示す書類を入手し、今後の回収可能性に問題がないか検討すべきである。【指摘事項】

17 再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	(当初) 山形県再生可能エネルギー等導入促進基金 (改正) 山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金 (現行) 山形県再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金
所管部課	環境エネルギー部エネルギー政策推進課
根拠法令等	(当初) 山形県再生可能エネルギー等導入促進基金条例 (改正) 山形県再生可能エネルギー等導入促進事業等基金条例 (現行) 山形県再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金条例
造成年月日	平成 24 年 2 月 28 日
造成目的	(当初・改正) 太陽光その他の再生可能エネルギー源を利用したエネルギー等の導入の促進を図る事業を実施 (現行) 太陽光その他の再生可能エネルギー源を利用したエネルギー等の導入の促進を図る事業により県が設置した発電設備等の維持管理及び更新に係る事業を実施
造成期間	平成 24 年 2 月 28 日～現在
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	7,997,000 千円
基金当初造成時財源	国庫
基金造成後積立財源	基金活用事業で整備した設備により行う発電事業による売電収入、運用益
事業概要	県が設置した発電設備等の維持管理及び更新
予算計上会計	一般会計
積立方針	基金活用事業で整備した設備により行う発電事業による売電収入の積立
取崩方針	県施設に設置の発電設備等に係る維持管理及び更新
積立目標額	特になし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	3,044,067	7	15	35	43
合計	3,044,067	7	15	35	43

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		5,554,496	3,044,068	7	15	35
積立額	新規・追加積立	4,351	757	8	20	8
	(発電事業売電収入)	4,351	757	8	20	8
	運用益	3,200	132	-	-	-
	積立額計	7,551	889	8	20	8
取崩額	事業費充当	-	-	-	-	-
	改正前基金事業費	2,517,979	3,044,950	-	-	-
	取崩額計	2,517,979	3,044,950	-	-	-
当年度末残高		3,044,068	7	15	35	43

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	5,554,496	3,044,068	7	15	35
年度中平均残高 (A)	3,440,615	507,413	11	31	42
運用益 (B)	3,200	132	-	-	-
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	-	-	-

⑤ 令和元年度の基金充当事業

該当なし。

⑥ 基金改正の経緯

当基金は、当初造成時は「山形県再生可能エネルギー等導入促進基金」という名称で、太陽光その他の再生可能エネルギー源を利用したエネルギー等の導入の促進を図る事業のため、国から約 80 億円の国庫支出金を受け取り、事業を実施した。

再生可能エネルギー発電設備の導入完了後は、県が設置した発電設備等の維持管理及び更新に係る事業を実施するため、現在の「山形県再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金」という名称に変更し、基金を運用している。

なお、当初の再生可能エネルギー等導入推進事業の実施状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
(事業所管部課) 環境エネルギー部					
地域資源活用詳細調査事業	106	119	166	66	457
(事業所管部課) 総務部、環境エネルギー部、子育て若者応援部、健康福祉部、産業労働部、 県土整備部、総合支庁、教育庁、企業局、病院事業局、警察本部					
公共施設再生可能エネルギー等導入事業	718,855	1,639,930	2,539,078	2,682,265	7,580,128
合計	718,961	1,640,049	2,539,244	2,682,331	7,580,585

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 基金で整備した設備の将来の更新投資について」参照

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 基金で整備した設備の将来の更新投資について

基金の積立ては、企業局が基金活用事業で整備した再生可能エネルギー発電設備等(以下、「再エネ設備等」という。)により行う発電事業により生じた売電収入を企業会計から一般会計への受入れ及び繰替運用により付される利息分を積み立てている。当基金を活用して導入した再エネ設備等は、大部分が自家用発電に活用され、1施設のみ売電収入が計上されるに留まるため、基金の積立額は僅少な水準となっている。また、基金は県施設に設置された再エネ設備等について維持管理及び更新を行う場合に限り取り崩されるが、残高も僅少であることから取崩実績はない。

導入した再エネ設備等に係る将来の更新投資は今後の課題であるが、県が策定した公共施設総合管理計画では施設の長寿命化等を主眼に置いている計画であるため、再エネ設備等に係る将来の更新投資に関する計画はいずれも立てていない、とのことである。更新方針としては、適切な維持管理を行い、更新等の必要性が生じた時点で予算化のうえ更新を行うこととされているが、再エネ設備等によっては数億円の投資を行った事例もあり、更新投資に必要な財源を確保するため、県全体として計画的に検討することが必要である。【意見】

なお、当基金は国の「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領」によって造成されており、同実施要領に基づき、管理基金として売電収入等を積み立て、導入した再エネ設備等に対する維持管理、更新に係る事業に使用することとが求められているため、県の基金残高が僅少であるものの、国の許可なく基金廃止ができない状況にある。

18 農業構造改革推進基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	農業構造改革推進基金
所管部課	農林水産部農村計画課
根拠法令等	山形県農業構造改革推進基金条例
造成年月日	平成 26 年 2 月 28 日
造成目的	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の農業への参入促進等を図るため
造成期間	平成 25 年度から平成 27 年度まで国の補助金により造成。なお、国の事業実施要綱により令和 6 年度までに基金を廃止すると定められている。
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,012 千円
基金当初造成時財源	国庫（平成 25 年度の国の補正予算による補助金）
基金造成後積立財源	過年度集積協力金の返納金、運用益
事業概要	農地中間管理業務を行う機関として県が指定した山形県農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）への運営費補助金及び山形県農地中間管理機構へ農地を貸し付けた離農農家等へ機構集積協力金を交付している。
予算計上会計	一般会計
積立方針	山形県農業構造改革推進基金条例第 2 条及び第 4 条並びに会計課通知による（現在の積立は運用益及び返還金のみ）。
取崩方針	毎年度の国の充当事業実施要綱に基づき実施した事業費（精算額）を取り崩す。
積立目標額	基金造成は平成 27 年度に終了しているため該当なし。
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 残高内訳

（単位：千円）

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	795,994	627,651	484,643	370,579	270,308
合計	795,994	627,651	484,643	370,579	270,308

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		1,475,201	795,994	627,651	484,643	370,579
積立額	新規・追加積立	1,304,100	-	-	-	-
	(国庫)	1,304,100	-	-	-	-
	運用益	1,796	335	209	92	47
	その他(※)	-	1,602	2,301	4,077	4,035
	積立額計	1,305,896	1,937	2,510	4,169	4,082
取崩額	事業費充当	1,977,265	170,280	145,518	118,233	104,353
	その他	7,838	-	-	-	-
	取崩額計	1,985,103	170,280	145,518	118,233	104,353
当年度末残高		795,994	627,651	484,643	370,579	270,308

(※) 過年度集積協力金の返納金の再積立てである。

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	795,994	627,651	484,643	370,579	270,308
年度中平均残高 (A)	1,932,517	1,115,616	655,188	508,199	387,802
運用益 (B)	1,796	335	209	92	47
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部農村計画課				
農地中間管理事業	154,305	104,353	45,769	4,183

⑥ 基金の廃止について

農地集積・集約化対策事業実施要綱によれば、都道府県基金事業に係る事業資金の廃止時期は令和6年度とされている。しかし、近年、継続的に1億円超を取り崩した結果、令和元年度末の基金残高は2億7千万円となっており、基金が廃止される令和6年度の前に残高はゼロとなる見込みである。

なお、県では、現在基金を充当している事業に対して国庫補助を充当する準備を進めている状況である。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（補助金交付予定額の割当内示（第1次、第2次）、概算払い請求書・支出伺、四半期ごとの事業遂行状況報告書、実績報告書、額の確定通知など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（補助金交付予定額の割当内示（第1次、第2次）、概算払い請求書、四半期ごとの事業遂行状況報告書、実績報告書、額の確定通知、都道府県別の担い手への農地集積率）を閲覧した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- (3) 指摘事項及び意見
該当なし。

19 地域医療介護総合確保基金

当基金は、基金条例において、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築及び地域包括ケアシステムの構築に関する事業を実施し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを設置目的としている。

地域包括ケアシステムとは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制構築を実現していく、という考え方である。

基金の管理は、「医療分」「介護分」「県単分」という基金充当事業の目的別に3種類に分化して管理され、所管課も異なるため、本報告書では、以下の「残高内訳」「運用益の状況」を除き、三つに分けて記載する。

① 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰替運用	2,806,104	4,139,397	3,965,619	4,066,482	3,961,380
合計	2,806,104	4,139,397	3,965,619	4,066,482	3,961,380

(内訳)

医療分	1,421,516	1,570,137	1,375,500	1,920,968	2,463,488
介護分	384,432	1,568,805	1,589,342	1,494,558	1,246,850
県単分	1,000,150	1,000,455	1,000,775	650,954	251,039

② 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年度末残高	2,806,104	4,139,397	3,965,619	4,066,482	3,961,380
年度中平均残高 (A)	1,508,129	4,234,102	4,667,763	4,389,644	4,314,426
運用益 (B)	1,403	1,270	1,494	790	518
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

『地域医療介護総合確保基金（医療分）』

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	地域医療介護総合確保基金（医療分）
所管部課	健康福祉部健康福祉企画課
根拠法令等	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条
造成年月日	平成26年12月24日
造成目的	団塊の世代が特に医療・介護需要の高い後期高齢者となる2025年を見据え、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等による「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」及び医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステムの構築」を実現するため。
造成期間	平成26年12月24日～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,080,000千円
基金当初造成時財源	一般財源1／3、国庫（医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金）2／3
基金造成後積立財源	一般財源1／3、国庫（医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金）2／3、運用益
事業概要	病床の機能分化・連携、在宅医療・介護サービスの充実、医療従事者の確保に関する事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	厚生労働省「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」において、基金の対象事業が示されており、当該要件に合致する事業の予算額に応じて、積立て、取崩しを行っている。
取崩方針	同上
積立目標額	同上
目標額に不足する場合、今後の方針	－

② 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		762,580	1,421,516	1,570,137	1,375,500	1,920,968
積立額	新規・追加積立	1,036,956	898,573	843,745	1,418,550	1,313,857
	(一般財源)	345,652	299,525	281,249	472,851	437,953
	(国庫)	691,304	599,048	562,496	945,699	875,904
	運用益	1,056	519	586	303	249
	その他(※)	-	92	2,159	9,855	17,399
積立額計		1,038,012	899,184	846,490	1,428,708	1,331,505
取崩額	事業費充当	379,076	750,563	1,041,127	883,240	788,985
	取崩額計	379,076	750,563	1,041,127	883,240	788,985
当年度末残高		1,421,516	1,570,137	1,375,500	1,920,968	2,463,488

(※) 貸付事業の返還金及び施設整備補助事業に係る消費税仕入控除税額の返還金の再積立てである。

③ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 健康福祉部医療政策課				
病床機能分化連携推進事業費	96,558	96,558	-	-
地域医療連携推進事業費	5,867	5,867	-	-
在宅医療推進事業費	18,007	17,419	-	588
医師確保対策費	86,106	86,106	-	-
救急救命体制整備促進事業費	73	73	-	-
医師確保対策費	235,909	235,701	-	207
看護師確保対策費	256,871	256,871	-	-
災害時医療提供体制推進事業費	6,833	6,833	-	-
ドクターヘリ運航関連事業費	255	255	-	-
救急電話相談事業費	17,219	17,219	-	-
小児救急医療体制整備事業費	16,842	16,842	-	-
周産期医療対策事業費	2,349	2,349	-	-
(事業所管部課) 健康福祉部健康福祉企画課、医療政策課				
報酬職員費	12,848	12,767	81	-
(事業所管部課) 健康福祉部健康づくり推進課				
がん医療高度化推進事業費	2,500	2,500	-	-
在宅歯科診療連携推進事業費	16,885	16,885	-	-
在宅歯科診療連携推進事業費	74	74	-	-

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課)健康福祉部障がい福祉課				
精神障がい者地域生活移行支援事業費	1,702	1,702	-	-
発達障がい者支援体制整備事業費	8,688	8,688	-	-
発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費	3,498	3,498	-	-
医療的ケア児支援体制整備事業費	770	770	-	-
計	789,861	788,985	81	796

④ 山形県地域医療構想について

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護に大きなニーズが見込まれる2025年を見据えて、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、この法律により改正された医療法において、都道府県は、将来の医療需要と必要病床数を示すとともに、目指すべき医療提供体制を実現するための施策を内容とする「地域医療構想」を策定することとされた。

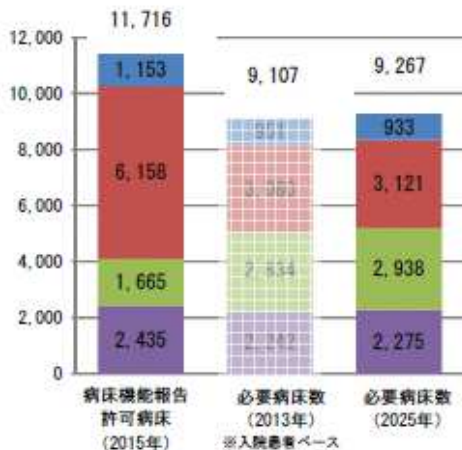
県は、平成28年9月に「山形県地域医療構想」を策定・公表しており、その概要は次のとおりである。

「山形県地域医療構想の概要について」より抜粋

本県における地域医療構想

① 病床の必要量（単位：床）

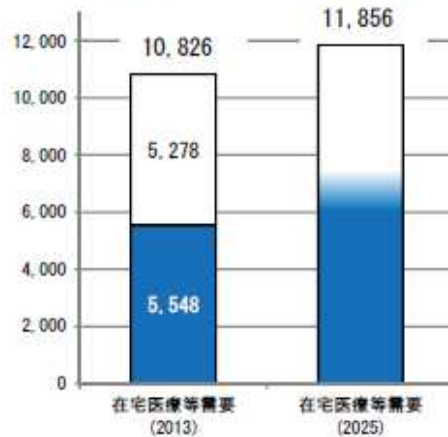
■ 高度急性期 ■ 急性期 ■ 回復期 ■ 慢性期



※「病床機能報告」の内訳については、「体障等」があるため合計と一致しない。

② 在宅医療等需要（単位：人／日）

■ 訪問診療分 □ 訪問診療以外



※2025年については、在宅医療等の受入体制の状況により内訳が変化するため全体数のみを明示

現状と課題

- 急性期病床が過剰、回復期病床が不足している。
- 非稼働病床や稼働率が低い病床、在宅療養が可能な患者の入院が見られる。
- 後期高齢者人口の増加に伴う在宅医療等需要の増加に対し受入体制が不十分である。
- 訪問看護や看取りなど在宅医療に対する県民の理解が不足している。
- 県内の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等が不足している。

課題解決のための施策

- ① 病床機能の分化・連携
 - ・急性期病床から回復期病床等への機能転換
 - ・専門性や難易度が高い治療の集約化と広域連携による病床規模の適正化
 - ・「地域医療連携推進法人」の活用も含めた病院等の病床機能間の連携
- ② 在宅医療の拡充
 - ・自宅以外でも医療・介護が受けられる多様な居住環境の整備や居宅サービスの充実
 - ・医療・介護従事者、住民などへの在宅医療に関する理解の促進
- ③ 人材の確保・育成
 - ・山形方式・医師及び看護師等生涯サポートプログラムに基づく人材確保・育成
 - ・山大と連携した新たな専門医制度への対応

(出典：県ホームページ)

当基金は、当該山形県地域医療構想を実現するため、病床機能の分化・連携、在宅医療の拡充及び人材の確保・育成に係る事業に充てられることとなっている。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、地域医療介護総合確保基金管理運営要領、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（設備整備費補助金交付要綱、山形県医師修学資金貸与条例、山形県看護職員修学資金貸与条例等）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、与信審査書類、貸付台帳、見積書、契約書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、契約書、事業実績報告書、現地調査チェックシート、就職報告書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、交付申請書類、交付決定通知書、事業実績報告書、現地調査チェックシート）の閲覧を実施した。

トなど)を閲覧した。

(結果)

(3)「① 病床機能分化連携推進事業による導入設備の定期的な状況確認の実施について」参照

- 貸付審査は適切に行われているか、未回収の貸付金について適切に管理されているか、貸付期間中に財務状況を確認しているか等の観点で、貸付事業に係る資料(決裁文書、与信審査書類、貸付管理台帳など)を閲覧した。

(結果)

(3)「② 看護職員修学貸付事業に関する返還対象者からの利息徴収の検討について」参照

(3)「③ 看護職員修学資金貸付事業における返済方法の多様化の検討について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 病床機能分化連携推進事業による導入設備の定期的な状況確認の実施について

当基金の充当事業である「病床機能分化連携推進事業」は、山形県地域医療構想の実現に向け、急性期から回復期病床への機能転換など病床機能分化・連携の取組みを促進するため、県内医療機関が行う機能転換等に必要な設備投資に対し補助を行う事業である。大型の設備導入に際して補助金を交付する事業であるため、地域医療介護総合確保基金管理運営要領では、基金事業により取得等をした一定の施設設備等について、耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないことが定められている。

「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」第4より抜粋

(1) 都道府県が基金事業を実施する場合

- ② 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまでの間、厚生労働省大臣の承認を受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(2) 都道府県の助成により事業者が基金事業を実施する場合

- ⑤ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(3) 市町村の助成により事業者が基金事業を実施する場合

- ④オ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

一方で、「病床機能分化連携推進事業」においては、補助事業実施後、設備の設置や使用についての報告書の提出を求めて書面での管理を行っているものの、その後の状況について、定期的に監視を行い、適切に管理・使用されているかを確認するプロセスがなかった。今後、事務コストを勘案しつつ、定期的に状況確認を行い、不適切な運用が行われている施設がある場合には、指導を行っていくことが必要と考える。

【意見】

② 看護職員修学貸付事業に関する返還対象者からの利息徴収の検討について

当基金の充当事業のうち、「医師修学資金貸付事業」は、医師を志している就学者、「看護職員修学資金貸付事業」は、看護師を志している就学者に対し、いずれも修学に係る費用に充てる目的で、貸付けを行っている事業である。山形県内での医療従事者を確保する目的から、山形県内で一定期間、医療機関等に就職する個人には返還を求めないこととなっている。

一方で、山形県外での就職・開業をする個人に対しては貸付金の返還を求めることになっており、「医師修学資金貸付事業」については年 10%の利息を徴収することとなるが、「看護職員修学資金貸付事業」については、無利息と定められている。

いずれも条例によって定められている利率であり、「医師修学資金貸付事業」については他の全ての都道府県でも同じく年 10%の利息を徴収しており、一方で「看護職員修学資金貸付事業」については無利息の県が多く、一部の県では利息を徴収しているという状況である。

「医師修学資金貸付事業」の年 10%の利息は市中金利と比べると高い利率となっ

ているが、これは、返還を抑止し、県内での就業を促進するという意味合いが込められている。「看護職員修学資金貸付事業」についても、他県の導入事例における同県内就業促進の実績や効果を参考にしながら、県内の看護師確保の観点から有利子とすることを検討されたい。【意見】

③ 看護職員修学資金貸付事業における返済方法の多様化の検討について

当基金の充当事業である「看護職員修学資金貸付事業」について、県外で就職した個人に対しては返還をしてもらうこととなっているが、返済は一括、もしくは貸与を受けた期間で行うこととされている。

返還方法については、債務者あてに納入書を郵送し、金融機関に出向いて納入してもらう方法となっているが、遠方の都道府県の場合、山形県への納入書の取扱いができる金融機関が限られており、債務者の利便性が低く納期限を過ぎて納入されるケースがあるとのことであった。

制度開始から年数が経っておらず件数が少ないが、今後同様のケースが増加する場合には、督促などの事務コストも増大することが考えられることから、口座振替による回収やキャッシュレス決済等の導入など、未納者の利便性向上のための工夫を行うことを検討されたい。【意見】

『地域医療介護総合確保基金（介護分）』

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	地域医療介護総合確保基金（介護分）
所管部課	健康福祉部長寿社会政策課
根拠法令等	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条
造成年月日	平成27年10月16日
造成目的	高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるように、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため
造成期間	平成27年10月16日～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	79,715千円
基金当初造成時財源	一般財源1/3、国庫（地域介護対策支援臨時交付金）2/3
基金造成後積立財源	一般財源1/3、国庫（地域介護対策支援臨時交付金）2/3、運用益、事業に係る返還金
事業概要	介護施設等の整備に関する事業、介護従事者の確保に関する事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	介護施設等の整備に関する事業及び介護従事者の確保に関する事業について、事業に応じて積立と取崩を行っている。
取崩方針	同上
積立目標額	同上
目標額に不足する場合、今後の方針	－

② 基金の推移

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度末残高		－	384,432	1,568,805	1,589,342	1,494,558
積立額	新規・追加積立	797,715	2,697,896	777,069	85,832	75,053
	（一般財源）	265,905	899,299	259,023	28,611	25,018
	（国庫）	531,810	1,798,597	518,046	57,221	50,035

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	運用益	341	451	588	309	183
	その他 (※)	-	242	4,041	2,090	-
	積立額計	798,056	2,698,589	781,698	88,231	75,236
取崩額	事業費充当	413,624	1,514,216	761,161	183,015	322,944
	取崩額計	413,624	1,514,216	761,161	183,015	322,944
当年度末残高		384,432	1,568,805	1,589,342	1,494,558	1,246,850

(※) 施設整備補助事業に係る消費税仕入控除税額の返還金の再積立てである。

③ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 健康福祉部長寿社会政策課				
山形県地域密着型介護施設等整備交付金	189,155	189,155	-	-
山形県介護施設等開設準備交付金	49,440	49,440	-	-
新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	346	346	-	-
介護人材確保対策連携協働推進事業	309	309	-	-
介護のお仕事プロモーション事業	6,009	6,009	-	-
介護職員初任者研修受講支援事業	1,207	598	-	609
介護職員相談窓口委託事業	1,851	1,851	-	-
若手介護職員交流促進事業	770	770	-	-
介護の入門的研修事業	5,130	5,130	-	-
介護支援専門員資質向上事業 (介護支援専門員指導者研修等への派遣)	63	63	-	-
介護支援専門員資質向上事業 (専門研修課程 I・更新研修の実施)	6,082	1,732	-	4,350
介護支援専門員資質向上事業 (専門研修課程 II・更新研修の実施)	10,435	2,965	-	7,470
介護支援専門員資質向上事業 (主任介護支援専門員の養成)	4,951	1,362	-	3,589
介護支援専門員資質向上事業 (主任介護支援専門員更新研修の実施)	3,326	884	-	2,352
介護支援専門員資質向上事業 (介護支援専門員研修向上会議)	136	136	-	-
介護支援専門員資質向上事業 (主任介護支援専門員研修向上会議)	370	370	-	-
認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	6,603	6,603	-	-
地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	23,261	23,261	-	-
地域包括ケア総合推進センター運営事業	11,975	11,975	-	-
次世代介護リーダー育成事業	1,160	1,160	-	-
技能実習生等外国人介護職受入等支援事業	1,290	1,290	-	-

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
（事業所管部課）健康福祉部地域福祉推進課				
福祉人材確保緊急支援事業（福祉人材マッチング機能強化事業）	8,648	8,648	-	-
福祉人材確保緊急支援事業（離職看護人材の再就職促進事業）	4,074	4,074	-	-
（事業所管部課）健康福祉部健康づくり推進課				
脳卒中・心筋梗塞発症登録評価研究事業及び研究活用事業	4,806	4,806	-	-
計	341,404	322,944	-	18,370

④ 主な基金充当事業について

全国的に介護事業の従事者不足や、団塊の世代が2025年には後期高齢者になることから、介護施設への待機者の増加が問題となっており、山形県も例外ではなく、当基金は、介護従事者の確保に関する事業及び介護施設等の整備に関する事業のため、積立て・取崩しが行われる。

その他、地域包括ケアシステムに沿い、地域密着型サービスを行う施設の増加も目的として掲げられており、これら介護事業を取り巻く諸問題を解決するための事業に、当基金が充てられることになる。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の法規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、地域医療介護総合確保基金管理運営要領、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（開設準備交付金交付要綱等）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、見積書、契約書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 地域密着型介護施設等整備交付金及び介護施設等開設準備交付金に係る仕入控除税額の確認について」参照

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、契約書、事業実績報告書、現地調査チェックシートなど）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、交付申請書類、交付決定通知書、事業実績報告書、現地調査チェックシートなど）を閲覧した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（決裁文書、一社随意契約理由書、契約書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 地域密着型介護施設等整備交付金及び介護施設等開設準備交付金に係る仕入控除税額の確認について

当基金の充当事業である「地域密着型介護施設等整備交付金」は、既存の介護事業者が地域密着型の施設へ移行もしくは開設する場合、「介護施設等開設準備交付金」は、新規に事業者が介護施設を開設する場合に、それぞれその設備投資の一部について市町村を通じて補助する事業である。

このような設備投資に対する補助金を交付する事業において、補助対象事業者が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

それぞれの交付要綱（開設準備交付金交付要綱、施設整備交付金交付要綱）において、一定の時期に仕入控除税額に関する報告をしなければならない旨が定められている。

「開設準備交付金交付要綱」より抜粋

第5条3項（1）コ

この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、消費税及び地方消費税の確定申告を行う場合にあっては確定申告を行った日から30日以内、確定申告を行わない場合にあっては会計年度終了後30日以内に、市町村長に報告しなければならない。また、市町村長が定めるところにより、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。

「施設整備交付金交付要綱」より抜粋

第5条3項（1）サ

この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、消費税及び地方消費税の確定申告を行う場合にあっては確定申告を行った日から30日以内、確定申告を行わない場合にあっては会計年度終了後30日以内に、市町村長に報告しなければならない。また、市町村長が定めるところにより、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。

しかし、監査実施時点で数カ所、報告期日が過ぎているにもかかわらず、報告が未了の事業者が存在した。今後は、返還金額の有無にかかわらず、補助対象事業者より漏れなく報告が上がっているかを確認・管理していく必要がある。【指摘事項】

『地域医療介護総合確保基金（県単分）』

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	地域医療介護総合確保基金（県単分）
所管部課	健康福祉部健康福祉企画課
根拠法令等	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条
造成年月日	平成28年3月30日
造成目的	団塊の世代が特に医療・介護需要の高い後期高齢者となる2025年を見据え、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等による「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」及び医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステムの構築」を実現するため。
造成期間	平成28年3月30日～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,000,150千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	運用益
事業概要	病床の機能分化・連携、在宅医療・介護サービスの充実、医療従事者の確保に関する事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	今後の積立予定はない。
取崩方針	取崩については、地域医療介護総合確保基金条例に基づき、医療及び介護の総合的な確保を推進するために必要な事業に充当することとしている。
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、今後の方針	—

② 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		-	1,000,150	1,000,455	1,000,775	650,954
積立額	新規・追加積立	1,000,150	-	-	-	-
	(一般財源)	1,000,150	-	-	-	-
	運用益	-	305	320	179	85
	積立額計	1,000,150	305	320	179	85
取崩額	事業費充当	-	-	-	350,000	400,000
	取崩額計	-	-	-	350,000	400,000
当年度末残高		1,000,150	1,000,455	1,000,775	650,954	251,039

③ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 健康福祉部健康福祉企画課				
給与費(一般職員費)	774,367	400,000	300,994	73,373
計	774,367	400,000	300,994	73,373

④ 「県単分」に係る基金設置の経緯

平成 26 年度に当基金が創設され、介護予防事業など民間団体が行う高齢者等の保健福祉活動等についても活用することが可能となったため、当時設置していた「山形県地域福祉基金」について意義が重複していることから発展的に解消し、当基金に「県単分」として組み入れることにより設定された。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等(基金条例、山形県財務規則、地域医療介護総合確保基金管理運営要領、基金管理マニュアル)に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 設置目的のための特定の充当事業がない基金の一般会計への繰戻について」参照

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合规性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（地域医療介護総合確保基金管理運営要領等）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、財政課からの依頼文書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、財政課からの依頼文書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 設置目的のための特定の充当事業がない基金の一般会計への繰戻しについて

基金は、地方自治法第 241 条に基づき、特定の目的のために設置され、条例で定められた特定の目的に充当する場合にのみ取り崩し、事業を安定的に運営するために使用されるものである。

しかし、当基金には明確な基金充当事業はなく、地域医療・介護の総合的な確保の

推進に従事する健康福祉部の給与費(一般職員費)の一部として充当している。また、この充当金額も定められたルールはなく、年度ごとに財政課との協議により取崩額を決定して充当されており、特定の目的を達成するためというより、年度間の財源調整のために使用されているものとも考えられる。

基金の設置目的を達成するための明確な基金充当事業がない場合には、県の事業全体の中から優先すべきものに充当するため、一般会計へ繰り戻すことを検討されたい。

【意見】

20 若者定着支援基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県若者定着支援基金
所管部課	産業労働部商工産業政策課
根拠法令等	山形県若者定着支援基金条例
造成年月日	平成 28 年 2 月 26 日
造成目的	県内における就業等の意思を有する大学生等に対し、奨学金の返還を支援する事業を実施することにより、当該大学生等の本県への定着を図るため
造成期間	平成 28 年～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	156,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源、市町村負担金、産業団体等寄付金、運用益
事業概要	大学生等の本県への定着を図るため、奨学金の返還を支援する事業
予算計上会計	一般会計
積立方針	奨学金返還支援事業で認定された助成候補者に対する支援額を積み立てる
取崩方針	助成候補者が、大学等を卒業後 6 か月以内に山形県内に居住・就業し、かつ山形県内の助成対象分野に通算して 3 年間就業した場合に返還支援を実施するために取り崩す
積立目標額	1,900,000 千円
目標額に不足する場合、今後の方針	目標額と現状の乖離は、各年度の応募者が定員に満たなかったこと、大学等の一年次に助成候補者認定を受けた者が少なかったことが原因であり、今後より応募が増えるような制度の見直しを進める

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	156,011	260,417	325,222	498,598	668,678
合計	156,011	260,417	325,222	498,598	668,678

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		-	156,011	260,417	325,222	498,598
積立額	新規・追加積立	156,000	104,359	164,415	173,310	170,015
	(一般財源)	156,000	32,452	88,374	91,558	87,984
	(市町村・産業団体等)	-	71,907	76,041	81,752	82,031
	運用益	11	47	96	66	65
	積立額計	156,011	104,406	164,511	173,376	170,080
取崩額	事業費充当	-	-	-	-	-
	その他(※)	-	-	99,706	-	-
	取崩額計	-	-	99,706	-	-
当年度末残高		156,011	260,417	325,222	498,598	668,678

(※) 既積立額と平成 28 年度認定実績(基金必要額)との差額を取り崩した。

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	156,011	260,417	325,222	498,598	668,678
年度中平均残高(A)	11,967	156,583	298,656	366,317	541,392
運用益(B)	11	47	96	66	65
利回り(B÷A)	0.09	0.03	0.03	0.01	0.01

⑤ 令和元年度の基金充当事業

当基金による支援事業は、支援対象者が大学等を卒業後 6 か月以内に県内に居住・就業し、3 年を経過した後に支払いが行われるものであり、この要件を最も早く満たすのは、平成 28 年度に大学等を卒業した学生が、令和元年度末まで継続して県内に居住・就業している場合である。

そのため、令和元年度までは事業費充当による基金の取崩しは行われておらず、令和 2 年度より、順次取崩しが行われていく予定である。

⑥ 基金充当事業の概要

山形県若者定着奨学金返還支援事業は、県における将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、奨学金の貸与を受ける大学生等を対象に、奨学金の返還支援を県・市町村・産業界等が連携して実施するものである。募集の概要は次のとおりである。

募集枠	地方創生枠	市町村連携枠	産業団体等連携枠
募集定員	100名	150名	50名
支援対象となる奨学金	日本学生支援機構 第一種奨学金 (無利子)	○日本学生支援機構第一種奨学金(無利子) ○日本学生支援機構第二種奨学金(有利子) ○県内の市町村が実施する奨学金 ※上記のうち各市町村が 指定する奨学金が対象	※上記のほか企業等が指定 する奨学金が対象
募集対象者	(1) 国内に所在する次に掲げる高等教育機関(以下「大学等」という。)に在学中または進学予定の者(産業団体等連携枠については在学中の者) ア 大学院(修士課程・博士課程前期) イ 大学 ウ 高等専門学校(第4学年以上) エ 短期大学 オ 専修学校専門課程		
	(2) 県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程(以下「高校等」という。)を卒業した者(地方創生枠及び市町村連携枠については卒業見込みである者も含む)		
	(3) 大学等を卒業後6か月以内に県内に居住・就業し、3年以上継続する見込みの者		
	(4) 支援対象の産業分野(商工、農林水産、建設、医療・福祉等)に就業希望の者(ただし、常勤(被雇用者の場合は正規雇用)である者に限り、公務員、医師、看護師、介護福祉士、保育士として就業する者は除く)		
	(5) 申請する市町村に居住する予定の者 (申請市町村と実際の居住市町村が異なる場合は支援金額が1/2となる。)	(5) 支援対象分野ごとの指定就業先に就業希望の者 (認定を受けた分野の指定就業先以外の県内企業等に就業した場合は支援金額が1/2となる。)	
支援金額	奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額、または奨学金の返還残額のいずれか低い額 ※県内に居住・就業して3年経過後に奨学金貸与機関へ一括で支払う		
負担割合	県・・・1/2 市町村・・・1/2	県・・・1/2 市町村・・・1/2	県・・・1/2 産業界・・・1/2

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（補助金適化規則、補助金に係る事務取扱要領等、交付要綱作成に関する留意事項通知、山形県若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱、山形県若者定着奨学金返還支援事業事務処理要領）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、請求書、積立状況報告書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（山形県産業振興ビジョン、当初予算要求概要、決裁文書、請求書、積立状況報告書、山形県若者定着奨学金返還支援事業アンケートなど）の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 支援対象要件の見直し等による基金の有効活用について」 参照

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（決裁文書、助成候補者申請書、助成候補者に係る認定通知書・状況報告書・就業状況等報告書、助成対象者に係る認定申請書・認定通知書、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、山形県若者定着奨学金返還支援事業アンケートなど）を閲覧した。

(結果)

(3) 「② 支援事業の周知による若者の県内回帰・定着への意識醸成について」 参照

(3) 指摘事項及び意見

① 支援対象要件の見直し等による基金の有効活用について

当基金の充当事業である「山形県若者定着奨学金返還支援事業」の助成候補者として認定を受けた者の数に係る地方創生枠、市町村連携枠、産業団体等連携枠それぞれの直近5年間の推移は次のとおりである。

(単位：人)

	募集定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地方創生枠	100	—	100	100	100	100
市町村連携枠	150	—	104	99	90	87
産業団体等連携枠	50	—	9	7	18	25
合計	300	—	213	206	208	212

(出典：県作成資料)

地方創生枠は毎年募集定員を満たしているが、市町村連携枠及び産業団体等連携枠については、事業開始以来、認定者数が定員に達したことは一度もないという状況である。

当支援事業の目的である将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、県内中核的企業等のリーダー的人材を確保するためには、応募者を増加させるための具体的な取り組みが必要である。

県では、令和2年3月、少子高齢化に伴う人口減少の加速や働き方改革への対応、「第4次産業革命」とも呼ばれる急速な技術革新の進展、地域経済のグローバル化な

ど、社会経済状況の大きな変化に的確に対応した高付加価値産業構造の確立をめざすため、今後5年間の産業振興の戦略と方向性を明らかにした「山形県産業振興ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)を策定している。今後、このビジョンに基づき、新時代を担う人材の確保と新規創業の促進、新時代を支える企業収益と県民所得の向上、並びに新時代に対応した本県産業の競争力強化のための施策を展開していくものとしている。

当ビジョンの具体的な施策展開の一つとして、「産業人材の育成・確保」を掲げており、その中で、「人口減少・少子高齢化が進行する中、本県産業の活力向上を図るため、高卒人材の着実な県内定着を図りつつ、県内外の大学生等の県内就職を促進する」ことや「地方創生」における地方への人材還流の方向を踏まえ、産業振興と企業誘致により県内の雇用の受け皿の拡大を図りつつ、県外在住者の県内へのU・Iターンによる就職をより一層促進する」ことなどを基本的考え方として据え、若者の県内就職に向けた県内企業の認知度向上のための主な取組みとして、当支援事業を位置付けている。

県内の大学等に在学している者の中には、県外出身者も相当数いるものと推測されること、また、地方創生が叫ばれる昨今、若年層の地方移住への関心が高まっていることから、一度は県を離れた県内出身者のUターンや県外出身者によるIターンなどについても支援していくことで、県内への居住・就業をより加速させ、当基金の更なる効果的な活用も期待できる。

よって、県は、山形県産業振興ビジョンの基本的な考え方も踏まえ、結果として若者の県内居住及び就業の促進という事業目的が達成されるように支援対象要件を見直して、応募者の拡大を図り、基金のより効果的な活用を図られたい。具体的には、県内の高校等に限定している卒業又は卒業見込み要件を緩和すること、一度は県を離れた県内出身者のUターンや県外出身者によるIターンなどについても支援対象とすることなどについて検討されたい。【意見】

なお、県は市町村連携枠及び産業団体等連携枠の応募者拡大を図るため、令和2年に実施した募集から、「大学等に在学中又は進学予定」者を対象とする要件のうち、県内に限定していた短期大学・専修学校専門課程について、県外の短期大学・専修学校専門課程も対象とすることにより、募集要件の緩和を行っている。要件緩和後に行われた募集で認定された県外の短期大学・専修学校専門課程の在学者は38人であった。

② 支援事業の周知による若者の県内回帰・定着への意識醸成について

当基金の充当事業である「山形県若者定着奨学金返還支援事業」による助成対象者に対する返還支援額は、26,000 円に支援対象となる月数を乗じて算出される。

支援対象となる月数は、実際に奨学金の貸与を受けた月数ではなく、助成候補者としての認定を受けた年の4月以降に貸与を受けた奨学金の月数によって算出されるため、認定を受ける時期により支援額が異なってくる。

例えば、4年制大学の1年次に認定を受けた場合、1,248,000 円（26,000 円×48 か月）が最大支援額となるが、4年制大学の2年次に認定を受けた場合、936,000 円（26,000 円×36 か月）が最大支援額となる。

次の表は、令和2年11月4日までに助成候補者として認定を受けた者について、その認定を受けた大学等における年次ごとの人数及び構成比を表している。

(単位：人、%)

区分	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	合計
地方創生枠	271	109	55	64	0	1	500
市町村連携枠	283	86	64	65	1	2	501
産業団体等連携枠	16	9	31	1	1	0	58
合計	570	204	150	130	2	3	1,059
構成比	53.8	19.2	14.2	12.3	0.2	0.3	-

(出典：県作成資料)

このように、53.8%の助成候補者が大学等の1年次に認定を受けているが、残りの47.2%の助成候補者は大学等の2年次以降に認定を受けているという状況である。

当支援事業の目的は、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、県内中核的企業等のリーダー的人材を確保することである。助成対象者として認定を受けた者は、大学等を卒業後6か月以内に県内に居住・就業し、かつ県内の助成対象分野に通算して3年以上就業した者であり、助成候補者としての認定を受ける時期が早かった者も遅かった者も、いずれの者もこの目的に適合している者と言うことができ、認定時期により支援額が異なる制度設計は不公平とも思える。

しかしながら、このような制度設計となっていることについて、県によれば、本県の人口流出は、(イ)大学等への進学時、(ロ)大学等卒業後の最初の就職時、という2つの時点において顕著であり、若者が大学等への進学や就職を機会に県外へ出たまま戻ってこないということが大きな課題となっていることから、若者の県内回帰・定着に対する施策の充実が重要とされている。そのためにはより早い時期からの意識醸成が効果的であり、当事業では大学等進学直後の学生に応募を促し、県内就職へ目を向けてもらうという意図で、事業開始当初より支援額に差を設けているとのことである。

大学等の2年次以降に助成候補者認定を受けた者の中には、そもそも当支援制度自体の存在を知ったのが、大学等入学後数年が経過した時点だったという者も含まれているものと考えられる。認定時期により支援額に差を設けている以上、当支援事業の対象となり得る者に対する周知は、広く平等に行われなければならない。

よって、県は当支援事業について、より早い段階でより広く周知を図ることにより、若者の県内回帰・定着に対する意識醸成に努めていくことが望ましい。【意見】

21 国民健康保険財政安定化基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県国民健康保険財政安定化基金
所管部課	健康福祉部健康づくり推進課
根拠法令等	国民健康保険法、山形県国民健康保険財政安定化基金条例
造成年月日	平成 28 年 2 月 26 日
造成目的	平成 30 年度の制度改革（国保財政運営の都道府県単位化）に伴う予期せぬ医療費の増や保険料収納不足により財源不足となるリスクに備えるため
造成期間	平成 27 年度～
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	162,600 千円
基金当初造成時財源	国庫
基金造成後積立財源	貸付：全額市町村からの返還金 交付：一般財源 1 / 3、国庫 1 / 3、市町村 1 / 3 運用益
事業概要	(1) 貸付事業 保険給付費の急増や、市町村における保険料未納などにより財源不足が生じた場合、資金の貸付を行う。（無利子貸付） (2) 交付事業 局地的な災害等市町村の財政運営に大きな影響を及ぼす特別な事情が生じた場合、財源不足額のうち市町村の保険料収納不足額の 1 / 2 以内を交付する。
予算計上会計	国民健康保険特別会計
積立方針	法令等に基づく取崩しが発生した場合に、その額を復元するために積み立てる。
取崩方針	法令等に基づく取崩し事由が発生した場合に、取り崩す。
積立目標額	特になし
目標額に不足する場合、今後の方針	－

② 残高内訳 (単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	162,601	486,531	2,033,465	1,135,965	892,112
合計	162,601	486,531	2,033,465	1,135,965	892,112

③ 基金の推移 (単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		-	162,601	486,531	2,033,465	1,135,965
積立額	新規・追加積立	162,600	323,880	1,546,770	249,796	-
	(国庫)	162,600	323,880	1,546,770	249,796	-
	運用益	1	50	164	342	137
	積立額計	162,601	323,930	1,546,934	250,138	137
取崩額	事業費充当	-	-	-	1,147,638	243,990
	取崩額計	-	-	-	1,147,638	243,990
当年度末残高		162,601	486,531	2,033,465	1,135,965	892,112

④ 運用益の状況 (単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	162,601	486,531	2,033,465	1,135,965	892,112
年度中平均残高 (A)	891	167,038	511,957	1,902,976	1,138,409
運用益 (B)	1	50	164	342	137
利回り (B ÷ A)	0.093	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業 (単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 健康福祉部健康づくり推進課				
普通交付金	75,381,271	243,990	-	75,137,281

⑥ 基金の取崩事由について

当基金は、平成 27 年 5 月の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の改正により、それまで市町村単位で行われていた国民健康保険財政の運営について、平成 30 年度より都道府県単位で行うことになったことにより造成された基金である。

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）より抜粋
（財政安定化基金）

第 81 条の 2 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

一 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額の資金を貸し付ける事業

二 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき特別の事情があると認められる当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の二分の一以内の額の資金を交付する事業

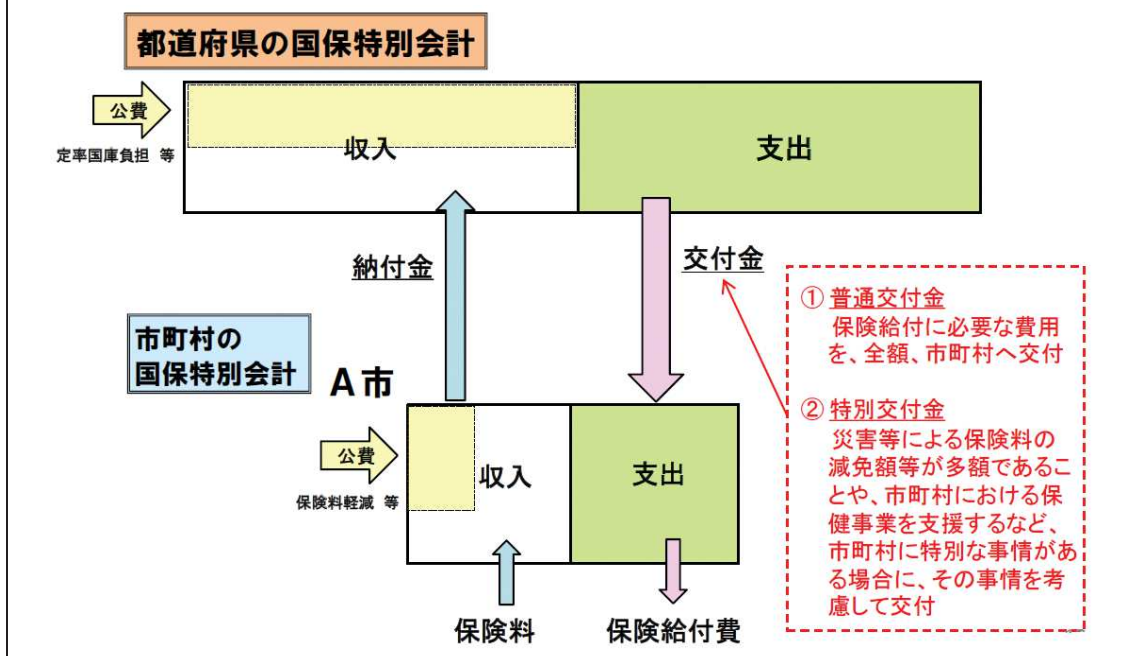
ここで、国民健康保険財政の仕組みは次のとおりである。

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



(出典：厚生労働省ホームページ)

この国民健康保険財政の仕組みの中で、保険給付費の急増や、市町村における保険料収納不足などにより市町村の財源に不足が生じた場合に、当基金を取り崩し資金の貸付・交付を行うこととなる。

⑦ これまでの基金取崩しの実績について

平成 30 年度から現行制度が始まり、市町村に対する資金の貸付・交付の実績はまだないが、次のとおり、県の特別会計への資金の貸付・交付の実績がある。

年度	金額	事業種別	目的
平成 30 年度	10.1 億円	貸付	県特別会計運営の財源確保のため
	1.3 億円	交付	財政基盤強化費への充当のため
令和元年度	2.4 億円	交付	保険料上昇抑制のため

平成 30 年度の貸付の実績については、加入者の高齢化等により保険給付に係る支出が想定した額を上回ったために県の特別会計に財源不足が生じ、貸付を行ったものであり、2年後（令和 2 年度）に一括弁済され再積立てされる予定である。

また、令和元年度については、基金条例の附則で定める次の政令附則に基づき、保険料水準の著しい上昇を抑制するために、特例として県の特別会計に交付されたものである。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）附則より抜粋

（財政安定化基金の特例）

第 21 条 都道府県は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、財政安定化基金を、特例事業（当該都道府県内の市町村に対し、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業をいう。以下この条において同じ。）に必要な費用に充てることのできるものとする。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県国民健康保険財政安定化基金貸付・交付事業取扱要領、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合规性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（山形県国民健康保険財政安定化基金貸付・交付事業取扱要領）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（管理台帳、決裁文書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（管理台帳、決裁文書、計画シートなど）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし。